

甲賀市入札参加資格審査申請マニュアル
(県内・県外業者共通)

建設コンサルタント

令和6年4月

甲賀市総務部契約検査課

1 審査基準日

直前決算日

2 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (4) 入札参加を希望する業種により、下記の要件を満たす者であること。

ア 測量については、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

イ 地質調査については、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

ウ 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

エ 補償コンサルタントについては、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

オ 建築設計監理については、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者であること。入札に参加する

支店・営業所等が登録されていること。

カ 建築設備設計監理については、建築設備の設計および監理を業とする者であること。

(5) 甲賀市税、消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

3 業者番号

甲賀市の個別情報登録画面にて入力いただく業者番号については、令和6年度に甲賀市へ入札参加資格申請を申請された業者については、甲賀市のホームページに業者番号を公開しておりますのでご確認の上入力してください。

・ホーム>事業者の方へ>入札・契約>建設工事有資格者の一覧表

(ホームページに掲載する業者番号は「1」から始まる10桁の番号ですが、入力に使用する業者番号はこの先頭の「1」を省いた「0」から始まる9桁の番号になります。)

未申請の業者については「0 (ゼロ)」を9桁入力してください。

4 入札参加資格の有効期間

市内業者・準市内業者

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(1年間)

市外業者

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで(2年間)

※市内業者：入札に参加する本店が甲賀市内にある業者

準市内業者：入札に参加する支店・営業所等が甲賀市内にある業者

市外業者；入札に参加する本店または支店・営業所等が甲賀市内にない業者

※市内業者・準市内業者・市外業者、いずれも申請が必要です。

5 業種区分

(1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務です。

(2) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務です。

(3) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄に掲げる登録部門に係る業務です。

(4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門(ただし、総合補償部門は除きます。)に係る業務です。

(5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務です。

(6) 建築設備設計監理は、空調や電気等の建築設備にかかる設計監理業務です。

(7) 一般調査(土木)とは、上記(1)から(6)以外のもので、建設工事に関連する調査、分析等の業務です。

6 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。

業種区分	部門区分
測量	測量一般、地図の調整、航空測量
地質調査	
建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、廃棄物
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連
建築設計監理	設計、監理
建築設備設計監理	計画、意匠、構造、冷暖房、空調、衛生、電気、積算、造園
一般調査（土木）	

7 入札参加希望業種について

登録できる入札参加希望業種に制限はありません。

甲賀市の個別情報登録画面（建設コンサルタント）においては「希望有無」を選択してください。希望順位の入力は不要です。

8 申請書提出後の変更届

申請書提出後において入札参加資格審査申請書に記載した次の事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。

また令和6年度の甲賀市の有資格者名簿の次の記載事項に変更がある場合は、速やかに入札参加資格申請書変更届を契約検査課まで提出してください。

- (1) 所在地・郵便番号
- (2) 商号・名称（フリガナ）
- (3) 代表者職名・代表者氏名（フリガナ）
- (4) 電話番号・FAX番号

9 申請書提出後の申請内容の修正について

申請書提出後、申請内容に誤り等があった場合は令和7年1月31日（金）までに修正を申し出てください。それ以降の修正の申し出には一切応じることができません。

10 問い合わせ先

甲賀市総務部契約検査課

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

TEL 0748-69-2127

11 その他

- (1) 申請の内容不備や確認書類の不足等により、受付できないことがあります。
- (2) 申請内容について虚偽記載等が認められた場合は入札参加資格の抹消等の措置を取ることがあります。
- (3) コンサルタント登録等が削除された場合は、速やかに管財課契約検査係へ報告してください。
- (4) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。
- (5) 建設コンサルタントの入札は全件電子入札での執行となっています。したがって、入札参加資格審査申請書の提出のある方でも電子入札の登録がない場合は入札参加ができませんのでご注意ください。

技術者基準

- ・要件

以下①から⑥をすべて満たしている必要があります。

①申請日以前に採用され、申請日現在雇用されていること。

②所得税の源泉徴収をしていること。

③社会保険の被保険者であること。

個人事業所で従業員が4人以下の場合等、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合は除きます。

④雇用保険の被保険者であること。

従業員が1人もいない場合等、雇用保険の適用が除外される場合は除きます。

⑤給料額が滋賀県最低賃金の基準を満たしていること。

⑥出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料の支払い、社会保険等の加入をしている者。）であること。

※申請書提出画面の有資格者数について（甲賀市・高島市に申請する場合は入力必須）

（注意）入力にあたっては技術職員情報に入力した情報と一致させてください。

- ・計上できる技術者については、次のとおりです。

- | | |
|------------|---|
| ①測量 | 測量士、測量士補 |
| ②地質調査 | 地質調査技士、技術士（認定技術管理者を含む） |
| ③建設コンサルタント | 技術士（認定技術管理者を含む）、RCCM、1級土木施工管理技士、1級建築士、2級建築士、その他有資格者 |
| ④補償コンサルタント | 補償業務管理士、その他有資格者（補償コンサルタント登録規程により認定された専任の管理者） |

- ・「技術士」について

技術士法（昭和58年法律第25号）による2次試験に合格し、同法による登録を受けている者であることが必要です。

- ・「認定技術管理者」について

建設コンサルタント規定第3条第1号ロに該当するものであること。

- ・「RCCM」について

一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者であることが必要です。

・部門間の技術者重複について

- ① 複数の部門の技術士資格を持つ者については、部門数にかかわらず技術士欄に「1」として計上してください。
- ② 複数の部門の認定技術管理者又はRCCM資格を持つ者については、部門数にかかわらずRCCM・認定技術管理者欄に「1」として計上してください。
- ③ 同一部門の技術士と認定技術管理者またはRCCMの資格を持つ者については、「技術士」として計上します。
- ④ 技術士と認定技術管理者またはRCCMで部門が異なる場合は、技術士とRCCM・認定技術管理者欄にそれぞれ「1」ずつ計上可能です。

例) 道路部門の技術士と道路部門のRCCMの両方の資格を持つ者は、「技術士」として計上すること。(道路部門の技術士とトンネル部門のRCCMを所持する場合は技術士とRCCMのそれぞれで計上します。)

- ・ 1級建築士と2級建築士の両方の資格を持つ者については、「1級建築士」として計上します。
- ・ 測量士と測量士補の両方の資格を所持する者については測量士として計上します。